資産管理計画書
作成の過程

文書作成の過程を順に説明します

www.hiraizumilaw.com/jp

info@hiraizumilaw.com | (949) 627-0472 | 3090 Bristol Street, 4th Floor, Costa Mesa, CA 92626

資産管理計画書作成の過程

まずは当ウェブサイトの**「お問い合わせ」**をクリックし、フォームにご記入のうえ送信してください。
入力が完了すると、無料初回面談の予約リンクを記載したEメールが送信されます。

初回面談 - 30分のズームによる面談

初回面談では、平泉法律事務所がお客様の現状、ご希望等を詳細に把握いたします。
以下のような様々な分野についてお話します。

- 家族関係
- 財産の見直し
- 健康問題
- 懸念事項／ご希望

初回面談の後、見積もりをお出しします。
また、デザイン・ミーティングに備えて、こちらから質問リストをメールでお送りします。ご確認ください。

デザイン・ミーティング - 90分のズームによる面談

コラボレーションが始まる場所です！

- お客様の思い、ご希望と私どもの法的見解が手を取り合い、お客様独自のニーズとご希望に沿った オーダーメイドの資産管理計画を行います。
- デザイン・ミーティング終了後、資産管理計画書の完成のため、必要に応じて平泉法律事務所よりご連絡を差し上げます。

調印式 - 1時間半から2時間、直接お会いします

調印式は、資産管理計画を最終決定する場です。

- 文書に署名し、実行します。
- カリフォルニア州コスタメサの平泉法律事務所にて行います。追加料金で、お客様のご自宅で行うことも可能です。

資産管理に関する書類の更新

もう少しで完了です！信託や資産管理に関する書類の更新は、一連の過程の中で最も重要な手続きです。

- 信託や資産管理計画に基づき名義を変更することで、信託や資産管理計画が意図した通りに機能するようになります。
- この過程では、各資産の名義や所有権を変更したり、受益者指定を更新したりします。

見直し検討の面談 - 30分のズームによる面談

平泉法律事務所では、3～5年ごとに資産管理計画書を見直すことをお勧めしています。当事務所では、お客様に無料の見直し検討の面談を提供しています。

資産管理計画書の更新が必要となる出来事:

- 家族構成の変化（結婚、離婚、子供の誕生、子供が 18 歳になる）
- 大規模な相続または突然の富の創出
- 主要な事業展開
- 責任またはリスクの増大
- 州法または連邦法の変更